



緊急事態宣言が発出されました

不要不急の 外出は避けてください

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都に、4月25日～5月11日を期間とする緊急事態宣言を発出しました。都は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表しました。

区は、国・都の方針を受けて、区立施設の休館や事業の中止などを定めた練馬区方針(裏面)を決定しました。

▶ 問合せ:危機管理課安全安心係 ☎5984-1027 FAX 3993-1194



区民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急激に増加し、変異株への急速な置き換わりが懸念されています。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、改めてお願いをしなければなりません。

医療機関への通院、生活必需品の買い物などを除き、不要不急の外出はお控えください。やむを得ず外出する際には、マスクの着用、手洗いや消毒、いわゆる3密の回避など、基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いいたします。

また、休業要請、施設の休館などによりご不便をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。

練馬区は、先週から、特別養護老人ホーム入居者へのワクチン接種を開始しました。国からワクチンが配布される次第、順次、75歳以上の方、65～74歳の方、基礎疾患のある方、一般区民の方へと拡大します。「練馬区モデル」の全面的な展開の準備は万端整っています。

コロナ対策の決め手はワクチンです。練馬区医師会、練馬区薬剤師会の皆さんと力を合わせて、「早くて 近くて 安心」な接種を進めてまいります。



令和3年4月24日 練馬区長 前川 燿男